

こまったときの！

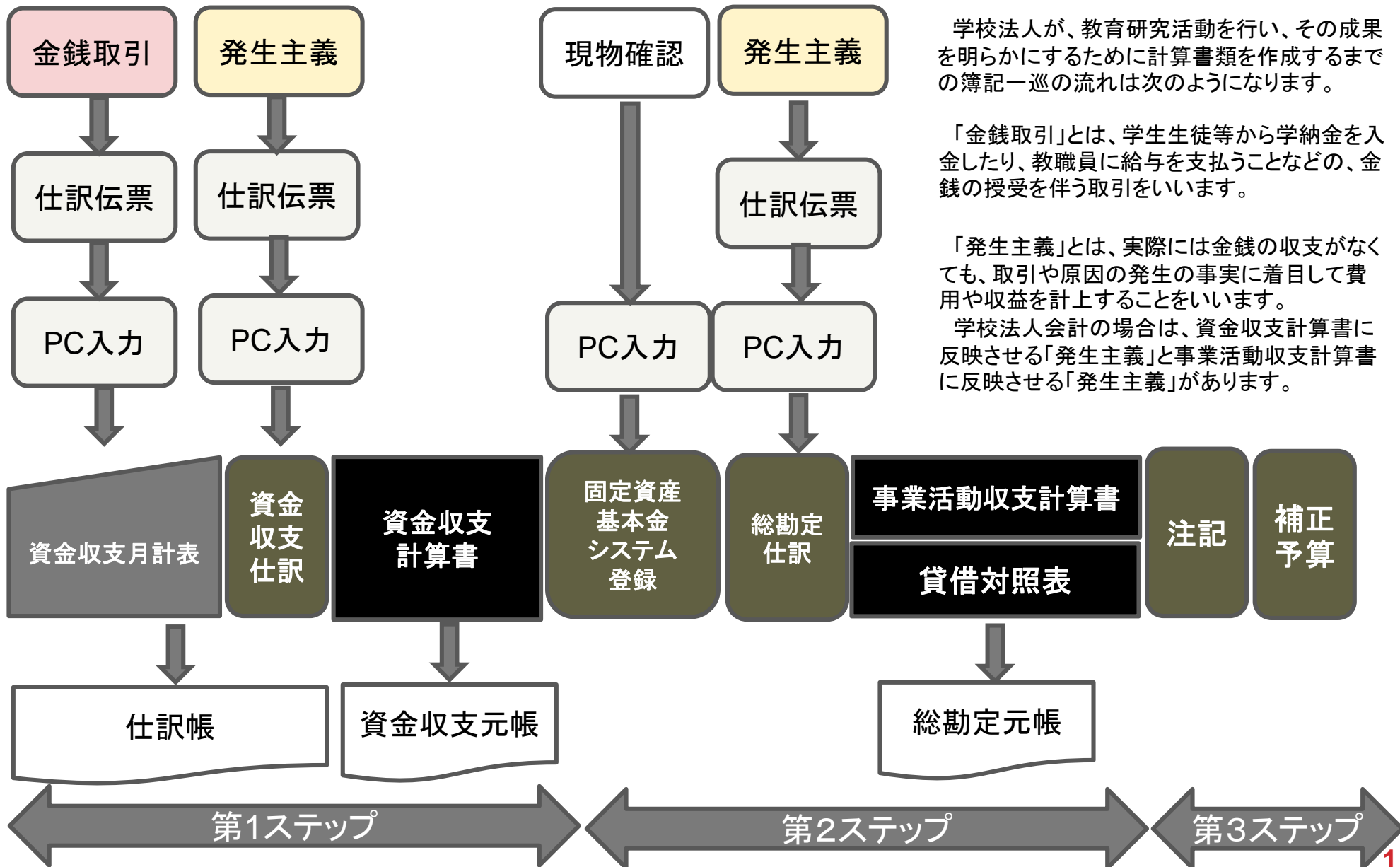
決算対策セミナー

出典「こまったときの学校法人会計大辞典」

平成29年2月

講師 公認会計士 杉野泰雄

学校法人会計の決算ステップ



学校法人が、教育研究活動を行い、その成果を明らかにするために計算書類を作成するまでの簿記一巡の流れは次のようになります。

「金銭取引」とは、学生生徒等から学納金を入金したり、教職員に給与を支払うことなどの、金銭の授受を伴う取引をいいます。

「発生主義」とは、実際には金銭の収支がなくても、取引や原因の発生的事実に着目して費用や収益を計上することをいいます。

学校法人会計の場合は、資金収支計算書に反映させる「発生主義」と事業活動収支計算書に反映させる「発生主義」があります。

活動区分資金収支計算のおさらい

諸活動の種類

活動区分	内容	例
教育活動	「施設整備等活動」および「その他の活動」以外のすべての資金収入および資金支出をいいます。	学生生徒等納付金収入 経常費等補助金収入 人件費支出 教育研究経費支出・管理経費支出他
施設整備等活動	施設もしくは設備の取得または売却その他資産価値の増加を伴う改修等にかかる資金収入および資金支出をいいます。	施設設備補助金(寄付金)収入 施設設備売却収入 施設関係支出・設備関係支出 減価償却引当特定資産取崩収入(繰入支出)
その他の活動	財務活動、収益事業活動、経過勘定、過年度修正額をいいます。	借入金収入・借入金返済支出 受取利息配当金収入・借入金等利息支出 収益事業収入 預り金収入・預り金支出 過年度修正収入・支出

調整勘定のマトリクス

項目	教育活動	施設整備等活動	その他の活動
前期末未収入金収入 期末未収入金	学生生徒等納付金 経常費等補助金 付随事業収入 雑収入	施設設備売却収入	未収利息
前期末未払金支払支出 期末未払金	所定福利費 その他手当 教研・管理経費 消耗品費(ソフト)	施設関係支出 設備関係支出 (リース資産支出) ソフトウェア支出	未払利息
前期末前受金 前受金収入	学生生徒等納付金 付随事業収入	施設売買手付金	前受収益
前期末前払金 前払金支払支出	教育研究経費 管理経費	施設購入手付金	前払利息

事業活動収支計算書

事業活動の種類

事業活動	内容	例
教育活動収支	経常的な事業活動収支のうち、教育活動外収支を除いたもの（活動区分資金収支計算書の教育活動による資金収支項目に加え、過去・将来の収支のうち当会計年度に帰属する収支も含む）	学生生徒等納付金 経常費等補助金 人件費（退職給与引当金繰入額含む） 教育研究経費・管理経費（減価償却額含む） 徴収不能額等
教育活動外収支	経常的な財務活動（＝資金調達、資金運用にかかる活動）および収益事業に係る事業活動収支	受取利息・配当金収入、借入金等利息 為替換算差額 収益事業収入
特別収支	特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収支	資産売却差額・資産処分差額（有価証券の著しい下落、有姿除却等損失含む） 施設設備寄付金・施設設備補助金 現物寄付 過年度修正額 災害損失 デリバティブ解約損（益） 退職給与引当金特別繰入額

経常か臨時かの区別はどう考えるの？

「教育活動収支」と「教育活動外収支」は経常的な収支であり、「特別収支」は臨時的な収支となりますが、学校法人会計で注意しないといけないのは、「特別収支」に含まれる項目が限定列挙されていることです。従って、臨時的収支の典型である災害を起因とする収入（損害保険金収入）や現状回復支出（修繕費支出）など限定列挙項目にないため、すべて「教育活動収支」に振り分けられることとなります。

学校法人会計の決算修正仕訳(資金収支)

学校法人会計の決算の第1ステップは資金収支計算書(活動区分資金収支計算書)を確定させることです。その為に、資金収支計算書を構成する勘定科目についてそれぞれの決算ポイントがありますので、重点的にチェックする必要があります。

「活動区分」は活動区分資金収支計算書の区分を間違えないこと、「網羅性」は期間帰属に注意し、簿外の入出金がないようにすること、「実在性」は含み損や架空の資産がないようにすること、「表示科目」は類似周辺科目との区別、会計基準に準拠した勘定科目を使用すること、「注記」は会計基準が要求している注記を正確に記載すること、等です。

	種類	活動区分	網羅性	実在性	表示科目	注記	P
資金 収支 仕訳	① 学生生徒等納付金収入	—	○	—	○	—	6
	② 手数料収入	—	○	—	○	—	8
	③ 寄付金収入	○	○	—	○	—	9
	④ 補助金収入	○	○	—	○	—	11
	⑤ 付随事業・収益事業収入	○	○	—	○	○	12
	⑥ 雑収入	○	○	—	○	—	15
	⑦ 人件費支出	—	○	—	○	—	16
	⑧ 教育研究経費支出・管理経費支出	—	○	—	○	—	18
	⑨ 現金預金	—	○	○	—	—	20
	⑩ 未収入金	○	○	○	—	—	21
	⑪ 前払金	○	—	○	○	○	22
	⑫ 未払金	○	○	—	—	○	32
	⑬ 前受金	○	—	—	—	○	33
	⑭ 外貨建資産・負債	—	—	○	—	○	26
	⑮ 関連当事者取引	—	○	—	—	○	—
	⑯ 学校法人間取引	—	○	—	—	○	—

学校法人会計の決算修正仕訳(総勘定)

学校法人会計の決算の第2ステップは「貸借対照表」および「事業活動収支計算書」を確定させることです。

総勘定仕訳特有のチェックポイントは下記のとおりであり、「事業区分」は事業活動収支計算書上の区分を間違えないこと、「外部情報」は、経理部門以外の部署からの情報を収集する必要があること、「資金収支調整」とは資金収支計算書上の科目を調整して事業活動収支計算書を作成することに注意すること、「損益予算」とは、資金収支予算ではなく事業活動収支予算のみの登場する項目であることに注意すること、等です。

	種類	事業区分	外部情報	資金収支調整	損益予算	注記	P	
総 勘 定 仕 訳	⑰	現物寄付の認識	○	○	—	○	—	9
	⑱	減価償却額の計算	—	—	—	○	○	28
	⑲	資産処分(売却)差額	○	○	○	○	—	28
	⑳	建設仮勘定の振替	—	○	—	—	—	28
	㉑	担保提供資産の確認	—	○	—	—	○	—
	㉒	リース資産の登録	—	—	—	—	○	27
	㉓	ソフトウェアの登録	—	—	—	○	○	29
	㉔	退職給与引当金	—	○	○	○	○	38
	㉕	徴収不能引当金	—	○	—	○	○	37
	㉖	有価証券の償却原価法	—	—	—	○	○	23
	㉗	有価証券売却差額	—	—	○	○	—	24
	㉘	有価証券の時価評価	—	○	—	○	○	25
	㉙	第1号基本金	—	—	—	○	○	-
	㉚	第4号基本金	—	—	—	○	○	41
	㉛	修学旅行預り金の洗替	—	—	—	—	—	34
	㉜	販売用品の洗替	—	○	○	○	—	-
㉝	長期借入金の振替	—	—	—	—	—	35	
㉞	長期未払金の振替	—	—	—	—	—	27	

学生生徒等納付金収入

授業料等減免の種類

学校法人においては、国や地方公共団体からの補助金や学校法人の独自の給付制度による授業料減免の措置が施されています。授業料減免の種類や目的によりその会計処理が異なりますので注意が必要です。

取引例	説明	計上時期	借方	貸方
補助金による授業料減免	補助金による授業料軽減は、いったん「補助金収入」を計上する場合と「預り金収入」を計上する場合があります。実際に学生生徒の保護者に返還する場合の減額の方法には、直接減額法と間接減額法があり、何れの方法かは所轄庁の指示に従うことになります。	補助金入金時	現金預金	補助金収入
		返金時(直接法)	学生生徒等納付金収入	現金預金
		返金時(間接法)	授業料等軽減額	現金預金
		補助金入金時	現金預金	預り金受入収入
	就学支援金などの補助金は、保護者に対して給付される性格のものであるため、「預り金受入収入」と「預り金支払支出」をもって処理することになります。	返金時	預り金支払支出	現金預金
学園負担による成績優秀者、スポーツ等技能優秀者、兄弟姉妹進学者等に対する減免	奨学費規程に基づく授業料減免については、学生生徒等納付金は全額入金された処理をし、減免して入金されなかった金額は「奨学費支出」として両建て経理します。	入金時(期末日)	(教育研究経費) 奨学費支出	学生生徒等納付金収入
学園負担による教職員の子弟に対する減免	教職員の子弟の入学にあたり授業料等を全額または一部減免した場合は、「奨学費」ではなく「教員人件費」または「職員人件費」の「その他の手当」で処理し、源泉所得税の対象とします。	入金時(期末日)	(教員人件費) その他の手当	学生生徒等納付金収入
休学者に対する授業料等の全額免除	休学者に対する授業料等の減免については、休学期間中に教育サービスの提供をしていないため、授業料等を徴収していない金額に対して奨学費の計上はしません。	仕訳なし	—	—
海外の姉妹校から交換学生を受け入れているが授業料は全額減免している場合	奨学費規程には規定されていないが、海外の学生との交流によって相互の教育文化の向上を図ることを目的としているため「奨学費」とすることが妥当と考えられます。	入金時(期末日)	(教育研究経費) 奨学費支出	学生生徒等納付金収入
附属高等学校から大学へ内部進学した場合の入学金を免除している場合	内部進学や同一法人内における他学部へ移籍・編入に際して、もともと入学金を徴収していないのであれば、入学金の計上は不要です。	仕訳なし	—	—
学生寮の寮費の全額または一部を免除する場合	所定の「奨学金規定」に基づいて免除された寮費は、寄宿舎の維持管理に要する経費とは異なり、学生生徒の教育支援活動に係る経費であると考えられます。	入金時(期末時)	(教育研究経費) 奨学費支出	補助活動収入

学生生徒等納付金収入

学生生徒等納付金の決算時のチェックポイント

	管理帳票	チェック内容
①	徴収月別実績集計表	前年度末の在籍生徒数と当年度期首の在籍生徒数の整合性を確認
②		5月1日現在の在籍生徒数と「学校基本調査票」上の学生生徒数が一致しているかを確認
③		各月末の在籍生の異動と「転入届」「退学届」と照合
④		年度当初の奨学生数と稟議書で承認された「奨学生名簿」を照合
⑤		年度末の未納月数と「未納者リスト」の未納月数が一致することを確認
⑥		資金収支計算書の「授業料」等が「延べ在籍生徒数×単価」の理論値と合致しているか確認
⑦	資金収支元帳	授業料軽減補助金交付決定通知と授業料軽減額が一致しているかの確認
⑧		類似周辺科目(寄付金、補助活動収入)との区分経理が妥当かの確認
⑨		認定こども園特有の勘定科目が使用されているかの確認
⑩		前年度に帰属する学納金は「過年度修正収入」で処理されていることを確認
⑪	科目明細残高一覧表(総勘定)	就学支援金預り金の残高が妥当か否かの確認(退学者分に対する未返金分のみ残るはず)

手数料収入

(てすりょうしゅうにゆう)

勘定科目の意味は？

教育活動	教育活動資金収入
	教育活動資金支出
	調整勘定

施設整備等活動	施設整備等活動資金収入
	施設整備等活動資金支出
	調整勘定

その他の活動	その他の活動資金収入
	その他の活動資金支出
	調整勘定

「手数料収入」とは、教育研究活動のなかで、学生生徒等から付随的に徴収する手数料をいいます。
具体的には、入学検定料収入、証明書発行手数料、編入学、追試験等のために徴収する試験料などが含まれます。

よくある質問

質問	回答
① 入学検定料は翌年度の入学にかかる手数料なので前受金経理する必要はないのですか？	入学検定料は入学手続きの事務手数料的な意味合いが強い為、入金があった年度の収入とします。
② 認定こども園の入園料の会計処理は？	入園料の性質が入園やその準備、選考などに係る事務手続き等に要する費用の対価の場合は「手数料収入」の「入園受入準備費収入」として表示します。
③ 大学入試センター試験に参加し、大学入試センターから受け入れた手数料収入は「付随事業・収益事業収入」ですか？	大学入試センターからの手数料は間接的に学生生徒等からの手数料と考えられるため、「大学入試センター試験実施手数料収入」として「手数料収入」に含めて表示します。 (大学入試センター試験は2019年で廃止される予定です。)
④ 被災学生を対象に入学検定料を減免しようと考えていますが、その場合の会計処理は？	受験生はまだ当該学校法人の学生ではないため、管理経費で「入学検定料減額支出」として総額表示します。
⑤ 自治体からの就学支援金の事務委託費収入の会計処理は？	学生生徒の保護者の就学支援金請求事務手続きを学校法人が一括して行うことになっているため、その請求事務手数料として、自治体から交付されるものであるため、「手数料収入」の中の「代行事務手数料」等の小科目で処理することが妥当です。 具体的な勘定科目は各自治体の会計処理の指示に従ってください。
⑥ 入学願書が届かない入学検定料の取り扱いは？	事務手続き上、学部・学科別に出願者数と入学検定料との整合性を図る必要があるため、受験資格のない検定料等は「その他の雑収入」で処理することが望ましいでしょう。

手数料の決算時のチェックポイント

項目	チェック内容
① 入学検定料	必ず「受付簿」を作成し、受験生徒の氏名、検定料の入金日を記載しておくことが重要です。 受験後、入学辞退の申し出があれば、その旨も記載しておきましょう。
② 証明手数料	在学証明書や成績証明書などの証明書発行手数料については、各種証明書の発行簿を整備します。 そこには証明書を発行した生徒の氏名、証明書の種類、手数料金額、入金年月日を記載します。

寄付金収入

受配者指定寄付金（じゅはいしゃしていきふきん）

「受配者指定寄付金」とは、私学振興・共済事業団が、私立学校の教育と研究の振興のために、法人又は個人から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付するものをいいます。この寄付金は、寄付者が法人税、所得税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）を受けることができ、特に寄付者が法人の場合には、寄付金の全額を損金として算入することが認められています。

現物寄付（げんぶつきふ）って？

「現物寄付」とは、金銭ではなく設備等で受け入れた寄付をいい、事業活動収支計算書に表示される収入科目をいいます。学校法人が施設設備勘定で受け入れた場合と経費で受け入れた場合とで事業活動区分が相違しますので気をつけましょう。なお、現物寄付の受入金額は、寄付時の時価となります。

周辺会計の預り金の期末未使用残額の処理

預り金については、学校法人が個人から預かっている金銭であり、預り金の目的に従って支出され、関係者に対して収支の報告をする必要があります。従って、未使用残高が生じた場合は拠出者に返還することになりますが、拠出者から返還不要の承諾を得た場合は、「寄付金収入」として処理します（勝手に「雑収入」で受け入れることはできませんが、端数処理程度の少額の差額残高は除きます。）

その際は、拠出者は用途の指定があれば「特別寄付金収入」と処理し、まったく用途の指定がなければ「一般寄付金収入」として処理します。

寄付金収入の帰属年度および受入会計

寄付金収入は原則として受領日の属する年度に帰属させますので、寄付の申込があった場合でも金品を受領するまでは未収入計上しません。ただし、知事所轄学校法人の場合は、例外的に所轄庁の指示がある場合に限り、翌年度入学予定の学生生徒に係る寄付金は受領年度においては前受金収入とし、翌年度に寄付金収入に振り替えることができるとされています。（文科省所轄学校法人は不可）また、入学者またはその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄付金を募集する場合は、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理しなければなりません。

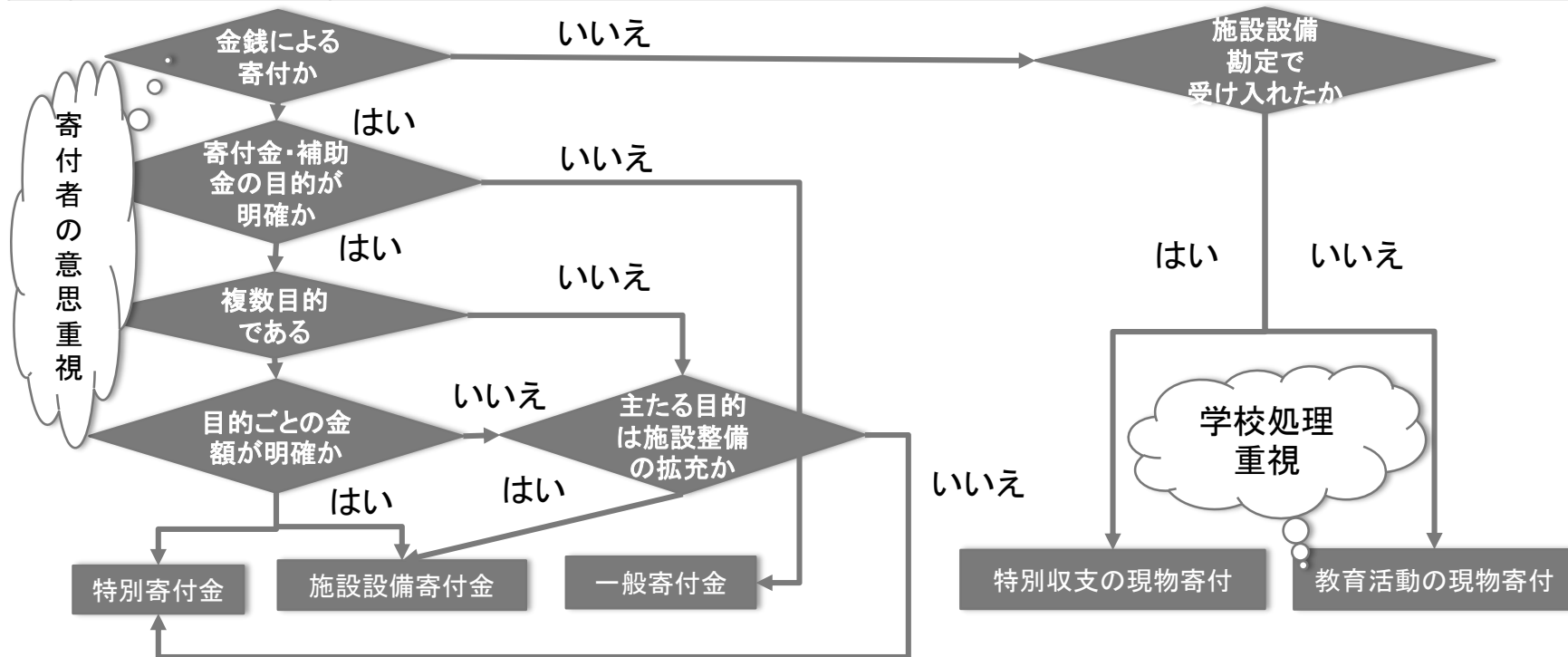
取引	借方	貸方
企業からの受配者指定寄付金が学校法人に入金された。	現金預金	預り金受入収入
学校法人に入金された寄付金を私学振興・共済事業団へ送金	預り金支払支出	現金預金
私学振興・共済事業団から学校法人へ配付された。	現金預金	特別寄付金収入

仕訳種類	借方	貸方	事業区分
総勘定	教育研究用機器備品	現物寄付	特別収支
総勘定	消耗品費	現物寄付	教育活動収支

寄付金収入

寄付金の決算時のチェックポイント

	管理帳票	チェック内容
①	科目区分組替表	各活動区分の特別寄付金の元帳を出力し、「科目区分組替表」と合っていること、寄付金募集要項、寄付金申込書等で寄付の用途の指定を確認
②	寄付金収納簿	入学を約束した寄付金がないか。寄付金は学校法人が漏れなく直接收受しているかの確認
③	資金収支元帳	関連費目(補助金、付随事業収入、雑収入)との区分は適正かどうかの確認
④	別会計元帳	後援会等から教職員の手当等が支給されている場合は、学校会計が特別寄付金収入で受入れ、学校会計からの人件費支出として税金処理がなされているかの確認
⑤	総勘定元帳 (現物寄付)	卒業生や保護者から寄贈を受けた物品・図書等で、学校法人が施設設備勘定で受け入れた場合は、特別収支の「現物寄付」で処理されるが、消耗品等の経費勘定で受け入れた場合は教育活動収支の「現物寄付」で処理されているか。



補助金収入

補助金の決算時のチェックポイント

	管理帳票	チェック内容
①	科目区分組替表	設備費補助金、耐震工事補助金は「施設設備補助金収入」で処理されているかの確認
②	補助金申請書類	年度内に交付決定通知が届いたが未入金の場合は未収計上されているかの確認
③		経常費補助金申請書上の学生生徒数や教職員数が正しく報告されているかも確認
④	資金収支元帳	関連費目(下記参照)の区分が適正かを確認

収入項目	資金収支計算書	活動区分資金収支計算書	事業活動収支計算書
経常費補助金 (一部を施設設備拡充に使用したとしても)	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入	経常費等補助金収入	経常費等補助金
耐震改修工事補助金 (一部経費処理をしたとしても)	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入	施設設備補助金収入	施設設備補助金
校舎建設の借入金の利子補助金	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入	施設設備補助金収入	施設設備補助金
日本私学振興・共済事業団からの受配者指定寄附金	特別寄付金収入	特別寄付金収入 施設設備寄付金収入	特別寄付金 施設設備寄付金
認定こども園の施設型給付費	施設型給付費収入	経常費等補助金収入	経常費等補助金
認定こども園の就園奨励費補助金	施設型給付費収入	経常費等補助金収入	経常費等補助金
私学助成法下の幼稚園の就園奨励費補助金	預り金収入	預り金収入	—
就園奨励費補助金の事務委託手数料	手数料収入	手数料収入	手数料収入
科学研究費補助金の直接経費	預り金収入	預り金収入	—
科学研究費補助金の間接経費	雑収入(研究関連収入)	雑収入	雑収入
高齢者雇用促進助成金	雑収入	雑収入	雑収入
周年記念事業のお祝い金	雑収入	雑収入	雑収入
返還命令決定通知に従って 返金する補助金の返還	管理経費(補助金返還支出)	管理経費支出	管理経費

付随事業・収益事業収入

補助活動収入の課税関係

学校法人の補助活動収入はすべて法人税および消費税の課税対象となるわけではなく、その個別の種類により法人税および消費税が課税されます。

なお、園則が改訂され、募集要項に記載の上、給食代や教材費を納付金の一部として在籍園児から一律に徴収する場合は、「学生生徒等納付金」として処理し、法人税及び消費税上も課税対象外となります。

補助活動でよくある質問

事業の種類例	法人税の収益事業	消費税
寄宿舎・寮	該当しない	入寮費および舎費は非課税であるが、食費は課税売上
売店	検定図書・教科書・生徒手帳・校章等の販売は該当しないが、それ以外は該当する。	検定図書・教科書・生徒手帳・校章等は非課税であるが、それ以外は課税売上
スクールバス	該当しない	課税売上
給食	該当しない	条件付きで非課税売上
課外授業・校外模試	該当しない	課税売上
公開講座・講習会	該当しない	課税売上
販売手数料	該当する	課税売上
預り保育	該当しない	非課税売上

	質問のテーマ	受講条件等	収入の勘定科目		関連支出の勘定科目	
			大科目	小科目	大科目	小科目
①	受験生を対象とした講習会収入の会計処理	任意	付随事業・収益事業収入	具体的小科目 (講習会収入)	管理経費支出	個別小科目
②	課外授業、校外模試の会計処理	任意	付随事業・収益事業収入	補助活動収入	管理経費支出	補助活動支出
		義務	同上	個別小科目 (課外講座収入等)	教育研究経費支出	個別小科目
③	地域市民を対象とした公開講座の会計処理	無料	—	—	教育研究経費支出	個別小科目
④		実費徴収	付随事業・収益事業収入	公開講座収入	教育研究経費支出	個別小科目
⑤		普通徴収	付随事業・収益事業収入	補助活動収入	管理経費支出	補助活動支出
⑥	幼稚園の給食費の会計処理	実費徴収	その他の収入	預り金受入収入	その他の支出	預り金支払支出
⑦		普通徴収	付随事業・収益事業収入	補助活動収入	管理経費支出	補助活動支出
⑧	全寮制の場合の諸経費の会計処理	ほぼ全員	付随事業・収益事業収入	補助活動収入	教育研究経費支出	個別小科目

付随事業・収益事業収入

補助活動の表示

収支計算書および事業活動収支計算書に記載する金額は、「補助活動収入」と「補助活動支出」を相殺しないで総額で表示するのが原則ですが、補助活動事業は本来の教育研究活動ではないので、例外的に収入と支出を相殺して「補助活動事業収入(支出)」として純額表示する方法も認められています。

但し、純額表示した場合には脚注において収入総額と支出総額を注記します。

表示方法	借方	貸方
総額表示(原則)	補助活動仕入支出	補助活動収入
純額表示(例外)	(補助活動事業支出)	補助活動事業収入
	総額情報を注記	

このような補助活動関連収支の総額表示・純額表示の方針は法人全体の基準になります。但し、学校法人として純額表示を選択していても、個別の部門では総額表示をすることも可能です。但し、その場合は、全ての部門が統一的に総額表示を行う必要があります。

また、学校法人として純額表示を選択した場合は、注記としてその旨を記載し、さらに総額にした場合の収支の状況も記載することになります。

関連費目	総額表示		純額表示	
	大科目	小科目	相殺費目	備考
売上高	付随事業・収益事業収入	補助活動収入	必須	相殺後の科目は「補助活動事業収入(支出)」
販売手数料	付随事業・収益事業収入	補助活動収入	必須	同上
雑収入	付随事業・収益事業収入	補助活動収入	(任意)	同上
受取利息・配当金	受取利息・配当金収入	その他の受取利息・配当金収入	(任意)	相殺後は受取利息・配当金として表示されない。
仕入原価	管理経費支出	補助活動仕入支出	必須	相殺後の科目は「補助活動事業収入(支出)」
人件費	人件費支出	職員人件費支出	(任意)	相殺後は人件費支出内訳表には表示されない。
諸経費	管理経費支出	補助活動仕入支出	(任意)	相殺後の科目は「補助活動事業収入(支出)」

注記の記載例

《食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法》...補助活動に係る収支は純額で表示している。

《純額で表示した補助活動に係る収支》...純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

付随事業・収益事業収入

付随事業・収益事業収入の決算時のチェックポイント

	管理帳票	チェック内容
①	科目区分組替表	付随事業は「教育活動」、収益事業収入は「その他の活動」で処理されているか。
②	補助活動収支 一覧表	補助活動に関連する支出について、教育研究経費か管理経費かの区分、勘定科目等が適切か確認
③		補助活動収入にかかる課税処理が適切か確認
④		本来補助活動収入科目で処理すべき取引が、預り金等で処理されていないかの確認(課外授業、校外模試、スクールバス、給食等)
⑤	資金収支計算書	表示方法(総額表示か純額表示か)が継続して適用されているか。総額表示と純額表示の勘定科目に注意

雑収入 (ざつしゅうにゅう)

勘定科目の意味は？

教育活動	教育活動資金収入	施設整備等活動	施設整備等活動資金収入	その他の活動	その他の活動資金収入
	教育活動資金支出		施設整備等活動資金支出		その他の活動資金支出
	調整勘定		調整勘定		調整勘定

「雑収入」とは、資金収入科目のうち、「学生生徒等納付金収入」から「受取利息・配当金収入」までの各科目以外の収入で、事業活動収入となるものをいいます。

雑収入の具体例

小科目		内容
①	施設設備利用料収入	学校法人の施設設備を長期または一時的に貸与した場合に受け取る賃貸料収入をいい、教職員寮や食堂・売店などの地代家賃収入、駐車場収入、グラウンドや教室の使用料などが該当します。
②	私立大学退職金財団交付金収入	教職員が退職した際に交付される私立大学退職金財団からの収入をいい、事業活動収支計算書上、退職金と交付金を相殺はしません。
③	私学退職金団体交付金収入	教職員が退職した際に交付される県の退職金団体からの収入をいい、知事所轄の学校法人の場合は事業活動収支計算書上、退職金と交付金を相殺する場合があります。
④	研究関連収入	<p>科学研究費補助金の間接経費であり、研究を行う際に、研究代表者が所属する研究機関が研究遂行に関連して必要とする経費であり、科学研究費補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を直接経費に上積みして措置されるものです。</p> <p>科学研究費補助金における間接経費は、直接経費と合わせて研究代表者又は研究機関の代表者(以下「研究代表者等」という)に交付されることになることから、会計処理上は、従来と同様「預り金」として学校法人会計を経由して研究代表者等に交付することになり、その後、研究代表者等は間接経費分を所属する学校法人に納付することとなります。その際、学校法人は雑収入の中の「研究関連収入」で処理することとなります。</p>
⑤	過年度修正収入	過去の会計処理の誤謬の訂正収入をいい、過年度に徴収不能処理をした学生生徒等納付金が当期に入金された場合などは雑収入ではなく「過年度修正収入」を用います。
⑥	その他の雑収入	保険金収入、入学案内等売却代金、周年記念事業のお祝い金、教育実習の謝礼金、公衆電話使用料、保険事務手数料、コピー使用代、バザー収入、特定求職者雇用開発助成金、ポイントカード利用分、図書の購入値引きなどをいいます。但し、保険金収入など金額的に重要なものは「保険金収入」等の独立の小科目を用いることが望ましいでしょう。

人件費支出

よくある質問

質問	回答
① 医師と直接契約を結び、学校の医務室に特定曜日あるいは特定期間のみ勤務する場合などに支給する手当の会計処理は？	「職員人件費支出」で人件費支出内訳表では「兼務職員」の欄に計上されます。この場合の手当は、給与所得して源泉徴収の対象となります(乙欄)。
② 病院等から派遣されて、医師が毎日または特定日に学校に常駐する場合に、派遣元の病院に支払う手当相当額の会計処理は？	病院と学校法人との委託契約もしくは派遣契約に基づき病院に支払われる支出は「教育研究経費支出」の「報酬委託手数料支出」等と表示します。
③ 学生生徒等に傷病が起こった場合学校の近隣の医院・診療所から優先的に医療の便をうけるので、毎月もしくは数か月に一度定額を支払ってる場合の会計処理は？	顧問料と同様な支出と考えて「教育研究経費支出」の「報酬委託手数料支出」等と表示します。 支払う相手が個人の医師であれば源泉徴収の対象となります。
④ 教員資格の有無と人件費の勘定科目はどのような関係がありますか？	「教員人件費」として処理するためには教員資格の保有と教諭としての辞令が必要です。つまり、教員資格があっても職員としての辞令が発出されていれば「職員人件費」となります。 また、幼保連携型の認定こども園の場合の教員は、幼稚園の教員資格と保育士の資格を併有する必要があり、幼稚園型の認定こども園の教員は教員資格と保育士の資格の併有が望ましいが、最低教員資格が必要です。幼稚園型の認定こども園で保育士の資格しか有していない場合は「職員人件費」となります。
⑤ 司書教諭にかかる人件費は教員人件費か職員人件費か	司書教諭は、学校図書館法第5条によって教諭をもって充てることとされていますので「教員人件費」に該当します。
⑥ 教員免許をもって、実習助手になっている場合の人件費は教員人件費か職員人件費か	「実習助手」は、学校教育法第60条第2項及び第3項ならびに第69条第2項の規定により、実験または実習について教員の職務を助ける者であり、直接教員としての職務を行うものではなく、特に教員免許を要するものでもないため、通常は「職員人件費」として処理します。
⑦ 常務理事が校長(もしくは事務局長)を兼務しているが、一括して給与を支給している場合、役員報酬と教員人件費(もしくは職員人件費)の区分はどうすればいいか	当該学校法人の教職員給与表または教職員給与の支給実態から、校長(もしくは事務局長)として妥当とされる額を「教員人件費(もしくは職員人件費)」とし、これを超える額について「役員報酬」として処理します。

人件費支出

人件費の決算時のチェックポイント

	管理帳票	チェック内容
①	人件費推移一覧表	内訳科目が正しく推移しているか検討(本俸、期末手当、その他の手当等)
②		給与台帳の月次合計額との照合
③		3月分の所定福利費が未払計上されているかの確認
④		年度末退職者の退職金が計上されているかの確認
⑤		3月分の非常勤講師の手当や残業代が未払計上されているかの確認
⑥		前年度に帰属すべき人件費が前期末に未払計上されていない場合は、当期支出時には「過年度修正支出」処理すべきか検討
⑦	給与台帳	教職員子弟減免額については「その他の手当」として源泉税の対象とされているか。
⑧		理事の私学共済掛金は「役員報酬」で処理されているか。
⑨		評議員の手当は管理経費の「報酬委託手数料支出」で処理されているか(法人部門)。
⑩	資格証明書等	資格証明書および辞令から正しい教職員区分とされているか。
⑪	周辺会計元帳	周辺会計から教職員の手当が支給されている場合は、学校法人会計に特別寄付金で受入、学校法人会計から教職員に支給する処理を行い、源泉税の処理をしているか。
⑫	総勘定仕訳リスト	事業活動収支計算書上、退職金と退職給与引当金を相殺しているか。
		知事所轄学校法人で、退職金と退職社団交付金収入を相殺するかを検討

教育研究経費と管理経費

教育研究経費と管理経費の違いは？

「教育研究経費」とは、教育研究に直接要する経費をいい、「教育研究経費」とそれ以外の「管理経費」の区分については下記の文部省通知(雑管118号 昭46.11.27)に示されています。

管理経費の事例		左に対する通知
①	役員の行う業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費	役員の業務執行経費とは、役員会の経費および役員の旅費、事務費、交際費等の経費を指す。
②	総務、人事、財務、経理その他これに準ずる法人業務に準ずる経費	法人本部のこれらの業務のみならず、学校その他の各部門におけるこの種の業務に要する経費を含めることが適当である。
③	教職員の福利厚生のための経費	教職員の慰安、慶弔、娯楽、食事提供、健康診断などに要する経費
④	教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持保全に要する経費(減価償却額を含む)	本部、役員室、食堂、売店事務所などの施設設備に要する経費
⑤	学生生徒等の募集のための要する経費	入学選抜試験に要する経費は含まれない。
⑥	補助活動のうち食堂、売店のために要する経費	寄宿舍に要する経費の区分は、各学校法人における寄宿舍の性格と実態に即して教育研究経費か管理経費かを判断する。
⑦	附属病院業務のうち教育研究業務以外に業務に要する経費	

上記項目に該当することが明らかな経費は「管理経費」とし、それ以外は主たる用途に従って教育研究経費と管理経費に直課もしくは配賦することになります。

教育研究経費と管理経費の区分でよくある質問

質問	教育／管理
① 入試問題の印刷費用、入試事務による残業食事代等	教育研究経費
② 入試結果情報等を印刷して生徒募集対象の学校に配布する場合の印刷費	管理経費
③ 企業向けの学校案内の印刷費用	教育研究経費
④ 教員の職員室で使う事務消耗品	教育研究経費
⑤ 学内事故のための保険料	教育研究経費
⑥ 教育補完事業としての「公開講座収入」にかかる経費	教育研究経費
⑦ 全寮制の場合の維持管理経費	教育研究経費
⑧ 中学校授業中の事故に対する民事訴訟が和解し、法人が支払った和解金	管理経費(訴訟関連費用)

教育研究経費と管理経費

経費の決算時のチェックポイント

	管理帳票	チェック内容
①	勘定科目残高一覧表 (資金収支)	月次推移の異常性がないかの確認
②	資金収支月計表	前年同月対比で異常な増減の原因分析
③	資金収支試査リスト	一定の基準により抽出された支出を証憑突合
④		当年度3月分の経費が未払計上されているかの確認
⑤		過年度に帰属すべき費用は「過年度修正支出」で処理されているかの確認
⑥		賃借料支出の中に新規のリース契約でリース料総額が300万円以上のものがないかを確認
⑦		修繕費支出や消耗品支出等の中に資産計上すべきものがないかを確認
⑧		災害等による施設設備の復旧費や資産の撤去・処分費用は教育活動区分の「修繕費支出」で処理されているかの確認
⑨		国境を超えて行われるデジタルコンテンツの配信役務の提供に係るリバースチャージ方式に該当する支出の消費税課税区分が適切かの確認
⑩		教育研究経費と管理経費の区分が適切であるかの確認
⑪		按分仕訳発生額一覧表

現金預金

(げんきんよきん)

資産	固定資産	有形固定資産
		特定資産
		その他の固定資産
	流動資産	

負債	固定負債
	流動負債
純資産	基本金
	繰越収支差額

勘定科目の意味は？

現金預金とは「現金およびいつでも引き出すことができる預貯金」(基準6)をいいます。

現金	通貨、小切手、送金小切手、ゆうちょの郵便為替証書、期限の到来した公社債の利札
預貯金	決済預金、普通預金、当座預金、通知預金、定期預金、金銭信託等

現預金の管理のチェックポイント

学校法人でもっとも不正が起きやすいのが現金預金です。従って、日ごろから現金預金の管理には十分に気を付ける必要があります。ここでは、特に内部統制を意識した管理方法(チェック方法)をご紹介します。

	管理帳票	チェック内容
①	金融資産金融機関別 残高一覧表	金融機関別の口座ごとに残高証明書と照合 (休眠口座および周辺会計も含めた全ての口座の残高証明書を入手すること)
②		運用収益(利息・配当金)が漏れなく計上されているか(資金収支計算書の受取利息・配当金収入と一致)。
③	金融資産科目別 残高一覧表	・支払資金残高が資金収支計算書の翌年度繰越支払資金および貸借対照表の現金預金残高と一致しているかの確認 ・特定資産や有価証券残高が貸借対照表と一致しているかの確認
④		特定資産の繰入れ忘れまたは取崩し忘れはないか。
⑤		現金残高が決算日現在の「金種表」と一致しているか。金種表は上司の検印があるか。
⑥	預金通帳	決算日の前後に目的不明の入出金がないか。

未収入金

未収入金の決算時のチェックポイント

学校法人会計では資金収支の決算修正でもっとも重要なものが「調整勘定」の整理であり、未収入金はそのひとつです。ここでは、決算時における未収入金のチェックの仕方をご紹介します。

	管理帳票	チェック内容
①	科目明細 残高一覧表(総勘定)	前期末残高が入金されているか。残っていれば徴収不能処理の検討 過年度の未収入金計上が誤りであれば「過年度修正支出」処理の検討
②		学納金の未収入金発生額は、「未納者リスト」の金額と合っているか。
③		期末月に退職した教職員の退職金財団からの交付金は請求書通りに未収計上されているか。
④		当年度分の補助金で未入金の場合は、交付決定通知書をもとに未収計上されているか。
⑤		教科書や制服等の販売手数料の3月分はリベート計算書をもとに未収計上されているか。
⑥		徴収不能処理した未収入金があれば、校長先生以上の管理者の決裁があるかを確認
⑦	勘定科目残高一覧表 (総勘定)	各活動区分ごとの未収入金の期末残高合計が貸借対照表の「未収入金」と一致しているかの確認
⑧	科目区分組替表	各活動区分の「期末未収入金」の元帳を出力し、「科目区分組替表」と合っていること、内容が当該活動区分で妥当であることの確認

前払金

前払金の決算時のチェックポイント

学校法人会計では資金収支の決算修正でもっとも重要なものが「調整勘定」の整理であり、前払金はそのひとつです。ここでは、決算時における前払金のチェックの仕方をご紹介します。

	管理帳票	チェック内容
①	科目明細 残高一覧表(総勘定)	前期末残高が当期中に正しい科目に振り替えられているか。
②		年度末に翌年度の教材等を購入したものは前払金計上されているか。
③		一時払い保険料に掛捨て部分がある場合は前払金計上されているか。
④	勘定科目残高一覧表 (総勘定)	各活動区分ごとの前払金の期末残高合計が貸借対照表の「前払金」と一致しているかの確認
⑤	科目区分組替表	各活動区分の「前払金支払支出」の元帳を出力し、「科目区分組替表」と合っていること、内容が当該活動区分で妥当あることの確認

有価証券

(ゆうかしょうけん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

「有価証券」とは、株式、債券、国債、投資信託、社債等の受益権のことをいい、具体的な有価証券の範囲については、金融商品取引法第2条において定義されており、保有予定期間にかかわらず「有価証券」として表示します。
(企業会計では長期保有目的の場合は「投資有価証券」勘定を用います)

有価証券の評価方法

金融商品会計基準においては、有価証券の保有目的等の観点からそれぞれの区分に応じて、貸借対照表価額および評価額等の会計上の取扱いが異なりますが、学校法人会計においては保有目的による評価方法には差異はありません。

つまり学校法人が取得した有価証券の貸借対照表価額は、取得原価または償却原価法による価額となりますが、期末時価が著しく下落した場合は、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価することになります。

種類	評価方法
債券	償却原価法・原価法
株式	原価法
投資信託・貸付信託	原価法

時価の種類		
市場価格あり	期末日取引価格	
市場価格なし	債権(仕組債含む)	金融機関等が合理的に算定した価額
	株式	1株あたり時価純資産額

時価下落率	評価方法
30%未満	原価のまま
30%以上50%未満	学校のルールによる
50%以上	強制評価減

償却原価法って？

「償却原価法」とは、債券を券面額より高い(または低い)価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期均等に貸借対照表価額に減算(加算)する方法をいい、債券金額と取得原価の差額は、一般的には金利調整差額であると認められるため、当該加算額を「受取利息」で処理することになります。

	借方	貸方
券面額1000の債券を900で取得 (償還期間10年)	有価証券購入支出 900	現金預金 900
総勘定仕訳	有価証券 10	受取利息・配当金 10

有価証券

学校法人は子会社を作ってもいいの？

学校法人は、教育研究活動と密接な関係を有する事業を一層効率的に行うために、自らの出資によって会社を設立することができますが、その場合は、当該会社の総出資額の2分の1以上の出資が認められています。

しかし、教育研究活動との関係が密接な事業である場合は学校法人の出資割合は2分の1未満であることが適当です。
なお、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合には、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出資状況や当該会社から学校法人への寄付金額等について、学校法人の計算書類に脚注として記載するとともに、当該会社の経営状況の概要が把握できる資料を添付することとされております。

※学校法人の出資割合が2分の1以上の会社に関する注記事項

- ①名称及び事業内容
- ②資本金又は出資金の額
- ③学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
- ④当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄付の金額並びにその他の取引の額
- ⑤当該会社の債務に係る保証債務

仕訳の例

有価証券の売却損益は、有価証券の売却代金(有価証券売却収入)から購入代金を差し引いた金額となりますが、資金収支計算書上では「有価証券売却収入」しか計上されていませんので、総勘定仕訳で、有価証券の帳簿価額を控除する仕訳を起こして有価証券売却差額を認識することになります。

なお、投資信託の特別分配金は、投資信託元本の払戻しとしての性格を有していますので、特別分配金の入金時には「受取利息・配当金収入」ではなく「資産売却収入」の「投資信託特別分配金収入」で処理し、総勘定仕訳において有価証券の元金の減額修正をする必要があります。

取引	仕訳種類	借方	貸方
有価証券を購入し特定資産に1000組入れた。	資金収支	特定資産繰入支出1000	現金預金1000
決算時に時価が60%下落した。	総勘定	資産処分差額(有価証券評価差額)600	特定資産600
翌期に有価証券を500で売却した。	資金収支	現金預金500	有価証券売却収入500
有価証券売却差額の認識	総勘定	有価証券売却収入500	特定資産400
			有価証券売却差額100

取引	仕訳種類	借方	貸方
投資信託の特別配当金の入金 100	資金収支	現金預金 100	(資産売却収入)投資信託特別分配金収入 100
投資信託の元本の減額 100	総勘定	投資信託特別分配金収入 100	有価証券 100

有価証券

注記事項

近年の金融商品の多様化や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくすることが重要となっていることから、有価証券の時価情報を種類別に注記することになっています。

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

	当年度(平成●年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
(うち満期保有目的の債券)			
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
(うち満期保有目的の債券)			
合 計			
(うち満期保有目的の債券)			
時価のない有価証券			
有価証券合計			

② 明細表

	当年度(平成●年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
債券			
株式			
投資信託			
貸付信託			
その他			
合 計			
(うち満期保有目的の債券)			
時価のない有価証券			
有価証券合計			

※時価情報の注記の対象となる有価証券は、貸借対照表において「有価証券」として表示されているものだけでなく、「(何)引当特定資産」に含まれる有価証券や「出資金」も含まれます。

外貨建資産・負債

本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の期末時の評価方法について学校法人会計では具体的に規定されていませんが、企業会計に準拠すれば、その保有目的により評価方法が変わります。つまり、その資産・負債がせいぜい一年間くらいしか保有する意思がないのであれば期末日の為替相場で換算し、一年以上保有する意思があれば、取得日の為替相場で換算することになります。この外貨建資産・負債の換算基準は注記としてその旨を記載し、取得日の為替相場で換算した債権(債務)がある場合は、その期末日の為替相場による換算差額の情報も注記することになります。

区分	為替相場	資金収支	注記
外貨建短期金銭債権 債務	取得日レート	—	期末日レートによる円換算額
	期末日レート	為替換算差益収入 為替換算差損支出	—
外貨建長期金銭債権 債務	取得日レート	—	期末日レートによる円換算額
	期末日レート	為替換算差益収入 為替換算差損支出	—

注記の記載例

《外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準》

(例1) 外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

(例2) 外貨建金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算している。

《主な外貨建資産・負債》

科目	外貨建	貸借対照表計上額	年度末の為替相場 による円換算額	為替差額
その他の固定資産 (定期預金)	米ドル●	—		
長期借入金	ユーロ◆	—		

(すべての外貨建金銭債権債務について、期末時の為替相場により円換算している場合は、この注記は不要です。)

有形固定資産

リースなのに資産計上するの？

リース契約であっても、一定の条件を満たせば有形固定資産として資産計上する必要があります。その一定の条件とは次のとおりです。

科目名	条件	会計処理	
ファイナンス・リース (注1)	所有権移転	リース料総額が学校法人の資産計上基準以上	有形固定資産として資産計上
		リース料総額が学校法人の資産計上基準未満	賃借料(リース料)処理
	所有権移転外	勘定科目単位のリース料総額が300万円超	有形固定資産として資産計上
		勘定科目単位のリース料総額が300万円以下	賃借料(リース料)処理
オペレーティング・リース(上記以外)		賃借料(リース料)処理	

(注1)「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担することとなるものをいう。

リース取引と注記

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引で賃借料(リース料)処理している場合であっても、重要なものは注記をする必要があります。(平成21年3月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引が存在しない場合も、項目を表示し「該当なし」と記載します。また、オペレーティング・リースのうち、解約不能のものに係る未経過リース料に重要性があれば、注記をすることが望ましいと言えます。

リース取引の仕訳

取引	仕訳種類	借方	貸方
スクールバスをリース契約した。 (リース料総額600万円、期間60回/月)	資金収支仕訳	車両支出 6,000,000	期末未払金 6,000,000
第1回リース料の支払(10万円)	資金収支仕訳	期末未払金 100,000	現金預金 100,000
リース資産の減価償却の実施(1年分)	総勘定仕訳	(教研)減価償却額 1,200,000	減価償却累計額 1,200,000
リース未払金の長期への振替え	総勘定仕訳	未払金 3,600,000	長期未払金 3,600,000

リース資産と基本金

リース資産は基本金の組入対象となりますが、年度末のリース未払金相当額が基本金未組入高となるため、年度内に支払われたリース料相当額が基本金の当期組入額となります。

また、当該リース契約が再リース契約も含め終了し、リース対象資産を返還したときは、当該会計年度において基本金の取崩対象となります。

有形固定資産

有形固定資産の決算時のチェックポイント

学校法人会計において有形固定資産は最重要科目であり、総勘定仕訳の中心となります。ここでは、決算時に効率的に有形固定資産をチェックする方法をご紹介します。

	管理帳票	チェック内容
①	資金収支元帳	修繕費支出や消耗品支出等の中に資産計上すべきものがないかを確認
②		賃借料支出の中に新規のリース契約でリース料総額が300万円超のものがないかを確認
③		消耗品費処理されたソフトウェアで「将来の収入獲得又は支出削減が確実」なものがないかを確認
④	減価償却資産台帳	減価償却資産台帳をもとに、現物が適切に保管されているかの实地確認をし、紛失や廃棄すべきものは除却の手続きを行い、固定資産システムに登録しているか。
⑤		重要な有形固定資産は、使用の用に供した時点から月割り計算で減価償却がなされているか。(重要でなければ簡便法も可)
⑥	図書台帳 他	寄贈図書等があれば、固定資産システムに登録しているか。卒業記念品としての寄贈備品も同様
⑦	固定資産増減総括表	固定資産システムから出力された「固定資産増減総括表」の期末簿価と会計システムから出力された「固定資産明細表」の期末残高が一致しているかを確認する。 「建設仮勘定」が本勘定に振り替えられているかを確認
⑧	科目区分組替表	資金収支計算書の「施設関係支出」および「設備関係支出」が、活動区分資金収支計算書上はすべて「施設整備等活動」に区分されているかを確認
⑨		災害による資産処分差額は「災害損失」として処理されているか確認

ソフトウェア

(そふとうえあ)

ソフトウェアの種類

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
流動資産	繰越収支差額			

ソフトウェアには、コンピュータを利用できる状態にするための「基本ソフト」と、学費管理や会計・給与などの個別の利用目的に応じた「応用ソフト」に分かれます。そして「基本ソフト」はパソコンのハードの購入のための付随費用として本体に含めて資産計上します(ただし、学校法人の資産計上基準未滿であれば消耗品費処理)。

他方「応用ソフト」はパッケージソフトを購入する場合もあれば、学校法人がソフトハウスを利用して独自に開発制作する場合も含まれます。

市販の応用ソフトパッケージの会計処理

応用ソフトの購入・制作支出(バージョンアップ費用も含む)については、その利用により「将来の収入獲得または支出削減が確実であると認められる場合」にはソフトウェアの取得に要した額(リース契約の場合はリース料総額)を「ソフトウェア」として資産計上し、それ以外の場合は「消耗品費」として経費処理します。なお、資産計上する場合は、「教育研究用ソフトウェア」と「管理用ソフトウェア」に細分してもよいです。

ソフトウェアの購入・制作	条件		処理
	経理規程の資産計上金額以上	将来の収入獲得又は支出削減が確実	ソフトウェア
		上記以外	消耗品費
経理規程の資産計上金額未滿	—	消耗品費	

パソコン購入時の基本ソフトウェアの会計処理

基本OSをはじめ、パソコン購入時にすでにインストールされているソフトウェアについては、当該パソコン本体の購入価額に含めて、学校法人の採用する固定資産の計上基準により、機器備品に計上するか否かを判断します。

学内制作のソフトの会計処理

将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる状況になった段階で、「ソフトウェア仮勘定」などの資産勘定で計上を開始することになり、過去に遡って制作費用を資産計上することはできません。

なお、「ソフトウェア仮勘定」に集計される費用の範囲は、資産計上時期から終了時点までの人件費、諸経費までであり、データコンバート費用、トレーニング費用は集計しません。

ソフトウェア

少額重要資産の適用可能性

個々には少額なソフトウェアであっても、将来の収入獲得又は支出削減効果が確実であると認められ、かつ、「学校法人の性質上基本的に重要なもので、その目的遂行上常時相当多額に保有していることが必要とされる資産」に該当すれば「少額重要資産」として取り扱うことになります。

ソフトウェアのリース契約

学校独自のソフトウェアを制作し、その対価の支払いをリース契約とする場合は「所有権移転ファイナンス・リース」取引の場合が多く、その際は通常の購入時と同じ判断基準を用います。

他方、市販のパッケージソフトをリース契約する場合は「所有権移転外ファイナンス・リース」が多く、その場合は、まず「将来の収入獲得又は支出削減の確実性」の判断で資産計上するかしないかを判断し、リース料総額が300万円以下であれば、資産計上せずに、通常の賃借料支出で処理することも可能です。しかし、リース料総額が300万円超であれば、リース料総額を資産計上もしくは一括して消耗品費処理することになります。

		条件	原則	例外
所有権移転 ファイナンスリース		将来の収入獲得又は 支出削減が確実	ソフトウェア	—
		それ以外	一括消耗品費	—
所有権 移転外 ファイナンス リース	1契約 300万円 超	将来の収入獲得又は 支出削減が確実	ソフトウェア	—
		それ以外	一括消耗品費	—
	1契約 300万円 以下	将来の収入獲得又は 支出削減が確実	ソフトウェア	賃借料
		それ以外	一括消耗品費	賃借料

注記対象

ソフトウェアの決算時のチェックポイント

管理帳票		チェック内容
①	資金収支元帳	ソフトウェアの取得によって「将来の収入獲得または支出削減が確実」であることの証拠書類が準備されているか確認
②	注記	1契約300万円以下のソフトウェアのリース契約において、例外的に通常の賃貸借処理をする場合は、本来原則とおりに処理する勘定科目、リース料総額および未経過リース料期末残高を注記しているか確認

資本的支出か費用的支出かの判定フローチャート

			資金収支科目	備考
物品の購入	図書		—	図書支出
	少額重要資産		—	教育研究用機器備品支出
	それ以外		経理規程の資産計上金額以上	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出
経理規程の資産計上金額未満			消耗品費支出	
リース契約	所有権移転ファイナンスリース		経理規程の資産計上金額以上	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出
			経理規程の資産計上金額未満	リース料支出
	所有権移転外 ファイナンスリース	1契約300万円超	—	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出
		1契約300万円以下	—	リース料支出
修繕・改修	経理規程の資産 計上金額以上	建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額		建物・建物付属設備支出 構築物支出 教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出
		用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額		
		部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合		
		支出によりその固定資産の耐用年数が延長する場合		
		機能上の障害の除去、現状の効用の維持		修繕費支出
	経理規程の資産 計上金額未満	—		修繕費支出
ソフトウェア	経理規程の資産 計上金額以上	将来の収入獲得又は支出削減が確実		ソフトウェア支出
		上記以外		消耗品費支出
	経理規程の資産 計上金額未満	—		消耗品費支出

未払金

未払金の決算時のチェックポイント

学校法人会計で資金収支の決算修正でもっとも重要なものが「調整勘定」の整理であり、未払金はそのひとつです。ここでは、決算時における未払金のチェックの仕方をご紹介します。

	管理帳票	チェック内容
①	科目明細 残高一覧表(総勘定)	前期末残高が当期中に支払われているか。支払不要のものであれば「過年度修正収入」処理を検討
②		私学共済掛金と退職財団掛金の3月分は未払計上されているか。
③		光熱水費や毎月契約の業者払いの3月分の経費は未払計上されているか。
④		年度末に退職した教職員の退職金の支給が遅れていれば未払計上しているか。
⑤		前期末の未払金残高が「教育活動」「施設整備」「その他」の区分に組み替えられているか。
⑥		施設設備の購入代金の未払金は「期末未払金(施設設備)」で処理されているか。
⑦		リース未払金が「施設整備」の区分で処理されているか。(ソフトウェアは別検討)
⑧		借入金未払利息は「期末未払金(その他)」で処理されているか。
⑨		施設設備未払金残高が、基本金未組入残高一覧表と整合しているかを確認
⑩	勘定科目残高一覧表 (総勘定)	各活動区分ごとの未払金の期末残高合計が貸借対照表の「未払金」と一致しているかの確認
⑪	科目区分組替表	各活動区分の「期末未払金」の元帳を出力し、「科目区分組替表」と合っていること、内容が当該活動区分で妥当であることの確認

前受金

前受金の決算時のチェックポイント

学校法人会計では資金収支の決算修正でもっとも重要なものが「調整勘定」の整理であり、前受金はそのひとつです。ここでは、決算時における前受金のチェックの仕方をご紹介します。

	管理帳票	チェック内容
①	前受金一覧表	前期末残高が振替えられているか、当期計上漏れがないかの確認
②		入学辞退者の前受金で、返金するものは「預り金」に振り替えられているか。返金しないものは「前受金」のまま処理されているか。
③	勘定科目残高一覧表 (総勘定)	各活動区分ごとの前受金の期末残高合計が貸借対照表の「前受金」と一致しているかの確認
④	科目区分組替表	各活動区分の「前受金収入」の元帳を出力し、「科目区分組替表」と合っていること、内容が当該活動区分で妥当であることの確認

預り金

修学（研修）旅行預り金

修学旅行等は、通常学校に管理責任があるので、学校会計に含めて経理します。期中は別会計として処理したとしても年度末においては、貸借対照表の資産の部に「修学旅行預り預金」、負債の部に「修学旅行等預り金」として両建て経理することになります。

期中は簿外処理をしている場合の仕訳

	仕訳種類	借方	貸方
期首残高の戻入	総勘定	修学旅行等預り金	修学旅行等預り預金
期末残高の計上	総勘定	修学旅行等預り預金	修学旅行等預り金

修学旅行預り金から生じる利息の取扱い

「修学旅行預り金」は、修学旅行が終わった後に経費を精算し、剰余金が生じた場合は保護者に返還しますが、預り金から生じる利息については学校法人が自己資金として処理する場合と、保護者に還元する場合があります。何れの場合も「修学旅行費取扱規程」により明確にしておく必要があります。

取引例	仕訳種類	借方	貸方
預り金の利息を還元しない場合	資金収支	現金預金	その他の受取利息・配当金収入
預り金の利息を還元する場合	利息の発生	資金収支	現金預金
	保護者へ還元	資金収支	修学旅行預り金 支払支出
			現金預金

預り金の決算時のチェックポイント

管理帳票	チェック内容
①	期末残高が貸借対照表の「預り金」残高と一致しているか。
②	前期末残高が支出されているか、不明な残高が残っていないか、不明残高があれば「過年度修正収入」処理の検討
③	科目明細残高一覧表(総勘定)
④	周辺会計が簿外になっていないかの確認
⑤	周辺会計から本会計へ繰入金(寄付金)がなされている場合は、用途の指定があるかの確認
⑥	周辺会計から、教職員の手当等が支給されている場合は、本会計へ繰入金(特別寄付金)処理がなされているか。
⑦	周辺会計の元帳を通査し、本会計の収入にすべきものがないかの確認(寄付金等)
⑦	資金収支計算書
	表示方法(総額表示か純額表示か)が継続して適用されているか。

借入金

(かりいれきん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
流動資産	繰越収支差額			

「借入金」とは、私学共済事業団や民間の金融機関もしくは民間業者、個人からの借入金をいい、返済期限が、年度末後1年を超えて到来する借入金を「長期借入金」、返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金を「短期借入金」といいます。

仕訳の例

企業会計では借入金の増加は「借入金」を貸方に、減少は借方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、借入金の増加は「借入金収入」を貸方に記入し、借入金の返済（借入金の減少）は、「借入金返済支出」を借方に記入します。

なお、「借入金収入」は借入期間に応じて「長期借入金収入」もしくは「短期借入金収入」を使い分けますが、借入金の返済の場合は借入期間を問わず「借入金返済支出」で表示されます。

翌年度返済予定の長期借入金の振替は、総勘定仕訳で「長期借入金」から「1年以内返済予定の長期借入金」へ振り替えます。

取引例	仕訳種類	借方	貸方
金融機関からの借入(5年)	資金収支	現金預金	長期借入金収入
借入金の返済(長期で借りた)	資金収支	1年以内長期借入金返済支出	現金預金
翌期返済予定額の振替	総勘定	長期借入金	1年以内長期借入金

借入金の返済の場合は、返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金の返済が、短期借入金の年度内返済かを区別して入力することになります。

活動区分と事業区分

活動区分資金収支計算書上、「借入金等収入」および「借入金等返済支出」は、「その他の活動」に区分されますが、それらは学校法人の業績を示すものではないため事業活動収支計算書には表示されません。但し、「借入金等利息支出」は事業活動収支計算書上「教育活動外支出」として表示されます。

資金収支計算書	活動区分	事業活動収支計算書	事業区分
借入金等収入	その他の活動	—	—
借入金等返済支出	その他の活動	—	—
借入金等利息支出	その他の活動	借入金等利息	教育活動外

借入金

借入金と基本金との関係

基本金は、学校法人の自己資金で取得された固定資産額をいいますが、固定資産の取得資金が、借入金又は未払金などの他人資金によっている場合には自己資金による取得とはいえないので、借入金又は未払金などの相当額を未組入額として繰り延べることになります。つまり、固定資産取得目的の借入金の年度末残高は、基本金明細表の基本金未組入高を構成することになります。また、次年度以降において当該借入金などの返済又は支払額相当額は、自己資金により取得したことになるので基本金に組入れることとなります。

借入金の決算時のチェックポイント

	管理帳票	チェック内容
①	借入金一覧表	期末残高と残高証明書との照合
②		借入金利息と資金収支計算書との照合
③		基本金未組入一覧表と整合しているかの確認
④	借入金増減総括表	借入金返済表をもとに、1年内返済予定額が短期借入金に振り替えられているかの確認
⑤		当期借入額と当期返済額が資金収支計算書と一致しているかの確認
⑥		短期借入金残高と長期借入金残高が貸借対照表と一致しているかの確認
⑦	借入金明細表	借入金の返済期限および金利が正しく更新されているかの確認

徴収不能引当金

(ちょうしゅうふのうひきあてきん)

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
流動資産	繰越収支差額			

勘定科目の意味は？

「徴収不能引当金」とは、学校法人が保有する金銭債権(未収入金、貸付金等)のうち、その回収不能額を見積もって設定される引当金をいい、貸借対照表上は引当金の設定対象となった金銭債権(未収入金、貸付金等)から直接控除して表示し、徴収不能引当金の合計額を注記することになります。

徴収不能引当金の設定方法は？

徴収不能の見込み額の算定方法については、次の二つの方法が考えられ、何れの方法を採用したかを重要な会計方針として注記しなければなりません。

(例1) 金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

(例2) 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

どうしても回収できないと判断したら

債権回収の努力をしても、これ以上回収できないと判断した場合は決算時に徴収不能処理を行います。会計上、徴収不能処理した債権でも、法律上の手続きをしなければ債権債務の関係は消滅するわけではありませんので、前期以前に徴収不能処理した債権が入金されても返金する必要はありません。その際は過年度の収入であるため「過年度修正収入」勘定を用います。

徴収不能引当金の決算時のチェックポイント

取引	仕訳種類	借方	貸方
未収入金の回収不能見込み額の引当計上	総勘定	徴収不能引当金 繰入額	徴収不能引当金
徴収不能処理(引当金を計上している場合)	総勘定	徴収不能引当金	未収入金
徴収不能処理(引当金を計上していない場合)	総勘定	徴収不能額	未収入金
前期以前に徴収不能処理した未収入金が入金された場合	資金収支	現金預金	過年度修正収入
前期以前に引当経理した未収入金が入金された場合	資金収支	現金預金	前期末未収入金 収入
徴収不能引当金の戻し入れ	総勘定	徴収不能引当金	(雑収入)徴収 不能引当金戻入

徴収不能引当金の期首残高は年度末には再度その回収可能性を検討する必要があります。また、徴収不能処理をする際は、学校法人の職務権限規程に基づき、適切な承認を得る必要があります。

退職給与引当金

(たいしょくきゅうよひきあてきん)

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

勘定科目の意味は？

「退職給与引当金」とは、将来、教職員が退職する際に支払われる退職給付に備えて引当計上した場合の貸方の負債科目をいいます。「退職給与引当金」の対象とする退職給付は、教職員の退職金の期末要支給額の100%であり、私学退職金団体に加入している場合と私大退職金財団に加入している場合とで計算方法が異なります。

私学退職金団体に加入している場合の引当金繰入額の計算は？

いわゆる積立方式を採用している私学退職金団体に加入している場合、退職金の期末要支給額の100%から私学退職金団体からの交付金の額を控除した学校負担要支給額になるように引当金を繰り入れることとなります。

私学退職金団体に加入している場合の注記例

- (例1)「退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私学退職金団体からの交付金の額を控除した金額を計上している。」
 (例2)「期末要支給額×××円が私学退職金団体からの交付金の額と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。」

私学退職金団体に加入している場合の仕訳

教職員の退職時に学校法人が私学退職金団体から受け取る交付金は、「(大科目)雑収入」のうちに「私学退職金社団交付金収入」等を設けて処理します。なお、事業活動収支計算書において、当該教職員に係る退職金と交付金の額とを相殺して表示することができます。

学校法人が負担する私学退職金団体に対する入会金、登録料及び教職員の標準給与に対する負担金等の支出については、「(大科目)人件費支出」に属する小科目のうちに、「所定福利費支出」、「私学退職金社団掛金支出」等の細分科目を設けて処理します。

取引例	仕訳種類	借方	貸方
私学退職金団体の掛金の支払	資金収支	所定福利費支出	現金預金
教員退職金の支払	資金収支	教員退職金支出	現金預金
私学退職金団体からの交付金の入金	資金収支	現金預金	私学退職金団体交付金収入
私学退職金団体交付金収入と退職金の相殺	総勘定	私学退職金団体交付金収入	教員退職金
退職給与引当金の繰入れ	総勘定	退職給与引当金繰入額	退職給与引当金

退職給与引当金

私大退職金財団に加入している場合の引当金繰入額の計算は？

私大退職金財団に対する掛金の累積額が交付金の累積額を上回る場合には、当該繰入調整額を、引当金要繰入額から控除して退職給与引当金繰入額を算出します。

この場合、控除する当該繰入調整額が引当金要繰入額を上回る場合には、当該額を退職給与引当金戻入額として処理します。

一方、掛金の累積額が交付金の累積額を下回る場合には、当該繰入調整額を引当金要繰入額に加算して調整後の退職給与引当金繰入額を算出します。

なお、引当金要繰入額とは、前年度末における退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した退職給与引当金の額から当年度中の退職に伴う退職給与引当金取崩額を控除した額と当年度末における退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した額との差額となります。

私学退職金団体に加入している場合の注記例

「退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円の100%を基にして、私大退職金財団に対する掛金の累計額と同財団からの交付金からの累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。」

私大退職金財団に加入している場合の仕訳

学校法人が私大退職金財団から受け取る交付金は、「(大科目)雑収入」のうちに「私立大学退職金財団交付金収入」等を設けて処理します。なお、事業活動収支計算書上、退職金と交付金とは相殺せずに両建表示します。

他方、私大退職金財団に支払う負担金、登録料、掛金は、「(大科目)人件費支出」の「私立大学退職金財団負担金支出」等を設けて処理します。

私大退職金財団の掛金の支払	資金収支	私立大学退職金財団負担金支出	現金預金
教員退職金の支払	資金収支	教員退職金支出	現金預金
私大退職金財団からの交付金の入金	資金収支	現金預金	私立大学退職金財団交付金収入
退職給与引当金の繰入れ	総勘定	退職給与引当金繰入額	退職給与引当金

調整計算と部門

私大退職金財団に加入している部門が複数ある場合は、同財団に対する掛金の累計額と同財団からの交付金の累計額を部門別に直接把握し調整計算を行います。その際、各年度で計算された各部門別の掛金の累計額については、部門間の教職員の異動があっても、その教職員に係る掛金の累積額を計算して異動先の部門に振替え修正しなくても差支えありませんが、あまりに人事異動が頻繁になされるなど、部門別に直接把握する方法が困難である場合は、例外的に按分等による部門別計算を採用するケースもあります。

退職給与引当金

退職給与引当金特別繰入額とは

平成23年2月17日付けで文部科学省から発出された「退職給与引当金の計上に係る会計方針の統一について(通知)」により、平成23年度から退職給与引当金の計上基準が、退職金の期末要支給額の50%を基に計上する基準から、退職金の期末要支給額の100%を基に計算する基準に変更されたため、平成22年度末における退職金期末要支給額の100%を基にした計算額と退職給与引当金帳簿残高の差額が「変更時差異」として認識されます。

当該「変更時差異」は、平成23年度において一括して損失計上することを原則としましたが、例外的に10年以内の期間を以て均等に「退職給与引当金特別繰入額」として繰り入れることが認められています。

退職給与引当金特別繰入額の表示上の留意点

「退職給与引当金特別繰入額」は、年度の「退職給与引当金戻入額」と相殺はできず、事業活動収支計算書の「特別収支」に計上されます。

また、事業活動収支計算書の末尾に「退職給与引当金特別繰入額」についての説明を注記する必要があります。

「退職給与引当金特別繰入額は、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」(平成23年2月17日付け高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)に基づく変更時差異×××円について平成23年度から〇年で均等に繰り入れた額である。」

複数部門間の相殺の可否

学校法人が複数の退職金制度を採用している場合は、部門単位で「退職給与引当金繰入額」もしくは「退職給与引当金戻入益」を計算し、他の部門の引当金損益と相殺することはできません。

退職給与引当金の決算時のチェックポイント

	管理帳票	チェック内容
①		年度末に退職した教職員の退職金の支給日が翌年度であれば、未払金計上しているか確認
②	人件費推移一覧表	年度末の退職した教職員の退職金にかかる退職金団体交付金が未収計上されているか確認
③		2月分もしくは3月分の退職金団体(財団)掛金の支払日が翌年度であれば、未払計上しているか確認
④	資金収支元帳	私大退職金財団に加入している場合、同財団からの掛金・交付金の累計額通知と帳簿が一致しているか確認
⑤	期末要支給額一覧	退職金期末要支給額の中に、期中退職した教職員分が含まれていないか確認
⑥	貸借対照表	私学退職金団体に加入している場合、退職金期末要支給額と貸借対照表の「退職給与引当金」が一致しているかの確認
⑦	重要な会計方針	退職給与引当金の計算基準および期末要支給額が記載されているか確認

第4号基本金

第4号基本金の取崩し

文科省所轄法人においては平成28年度決算から、知事所轄法人においては平成29年度決算から、第4号基本金の取崩しが義務化されています。前年度の事業活動収支計算書をもとに計算された第4号基本金の理論値まで、前年度末の第4号基本金の残高を減額する必要がありますのでご注意ください。

前年度の 第4号基本金	当期の理論値	当期の第4号基本金			
			①改正前	②経過措置	③改正後
		文科省所轄法人	H27年度	H28年度	H29年度
	知事所轄法人	H28年度	H29年度	H30年度	
100	125 (120%超)	125	125	125	
	117 (120%以内)	原則 理論値117 例外 前年度100	原則 理論値117 例外 前年度100	原則 理論値117 例外 前年度100	
	100	100	100	100	
	87 (80%以上)	前年度 100	理論値 87※	前年度 100	
	72 (80%未満)	前年度 100	理論値 72	理論値 72	

第4号基本金の部門別計算

第4号基本金の恒常的に保有すべき資金の額の組入れは、法人全体で計算するのが原則です。ただし、従来から第4号基本金を部門ごとに計算している場合には、部門単位で組入れ、もしくは取崩しの処理を行うことができます。

注記の記載例

(例1) 当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策を下記の様に記載します。

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ●円

資金

現金預金 ●円 有価証券 ●円 計 ●円

現在、主要な債権者である●等と協議の上、平成●年度から平成●年度までの経営改善計画を作成し、●等の経営改善に向けた活動を行っている。

(例2) 当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

注記事項

重要な会計方針の注記の重要性

会計方針とは、計算書類の作成に当たって、その財政及び経営の状況を正確に判断するために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいいます。計算書類の作成に当たって採用する会計方針は、それぞれの学校法人について必ずしも同一ではなく、一つの会計事象や取引について複数の会計処理が認められており、その中から一つの会計処理を選択適用しています。したがって、重要な会計方針としてどのような手続等を採用しているかを計算書類に注記することによって、計算書類の信頼性を高め、計算書類の前年度との比較を可能とするものです。

なお、いったん採用した会計方針は毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはいけないことになっています。

また、(1)から(8)の項目は、例えば該当がない場合であってもその事項と該当がない旨の記載をしなくてはなりません。

注記事項		記載要否
(1)重要な会計方針		必須
①	引当金の計上基準	必須
	徴収不能引当金	必須
	退職給与引当金	必須
②	その他重要な会計方針	
A	有価証券の評価基準及び評価方法	
B	たな卸資産の評価基準及び評価方法	
C	外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準	
D	預り金その他経過項目に係る収支の表示方法	
E	食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法	
(2)重要な会計方針の変更等		必須
(3)減価償却額の累計額の合計額		必須
(4)徴収不能引当金の合計額		必須
(5)担保に供されている資産の種類及び額		必須
(6)翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入を行うこととなる金額		必須
(7)当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策		必須
(8)その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項		必須
①	有価証券の時価情報	
②	デリバティブ取引	
③	学校法人の出資による会社に係る事項	必須
④	主な外貨建資産・負債	
⑤	偶発債務	
⑥	通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	
⑦	純額で表示した補助活動に係る収支	
⑧	関連当事者との取引	
⑨	後発事象	
⑩	学校法人間の取引	